



東日本大震災における 災害招集命令に応じて

伊東則彦¹⁾、林 時伸²⁾、木田智子³⁾

予備 1 等陸尉(医官)、道立滝川・深川保健所¹⁾
予備 2 等陸佐(医官)、北海道療育園²⁾
予備 2 等陸曹(看護官)³⁾

1. はじめに

平成23年 3 月11日に発災した東日本大震災に対し、防衛省・自衛隊は制度発足後初の予備自衛官に対する災害招集命令を発出した。道内では3名の公募予備自衛官が出頭し、主に後方支援に従事した。活動内容ならびに今後の課題等につき報告する。

2. 活動内容

旭川地方協力本部所属の予備医官2名(内科、小児科)および札幌地方協力本部所属の予備看護官1名が自衛隊札幌病院に出頭した(写真1)。自衛隊札幌病院および道央の複数の駐屯地医務室にて、現職医官のバックアップ診療、健診業務ならびに看護業務に従事した。

それぞれの実績は、伊東(予備医官)は5日間の派遣で4個駐屯地医務室に勤務し、診療を35名、新入隊員ならびに現地派遣隊員の健診等を270名に実施した(写真2)。林(予備医官)は6日間の派遣で6個駐屯地医務室に勤務し、診療を27名、新入隊員

ならびに現地派遣隊員の健診等を234名に実施した。木田(予備看護官)は5日間の派遣で自衛隊札幌病院および3個駐屯地医務室に勤務し、採血を103名、身体検査を121名に実施した。

支援物資の調達など後方支援業務を担当する駐屯地では、受診する隊員に喘息、気管支炎など下気道疾患が多く認められた。機材の運搬や梱包等で塵埃の吸い込みが多かったためと考えられた。また新入隊員には不慣れな部隊生活の影響からか、腹痛・便秘、筋肉痛が多く認められた。

3. 今後の課題

(1) 派遣日程

昨今の医師・看護師不足を背景に、勤務医や看護師の数に余裕の無い医療機関が多い。このため6日間連続という派遣期間が障害になり、命令に応じることができなかった予備自衛官も多かった。今後は派遣期間を日単位に分割とし、1日、2日といった短期間の出頭が可能となれば、比較的容易に多くの予備医官・予備看護官が参加できるものと考えられた。

(2) 勤務先への配慮

防衛省・自衛隊の広報活動および各地方協力本部の働き掛けと情報提供は、勤務先の積極的かつ好意的な対応につながり、速やかな出頭が可能であった。勤務先の理解が得られるように、今後も防衛省・自衛隊の積極的な対応が望まれる。

(3) 招集訓練を踏まえた日頃の鍛錬

自衛官出身の予備自衛官に比較し、公募予備自衛官には部隊経験が不足しているため、部隊に出たときに足手まといになるのではとの不安があったが、今回は医務室での業務が中心であったことから、おおむねの日程は滞りなく消化できた。今後の訓練招集では、野外病院演習、防災訓練、水防演習等のより実際の訓練が必要と考えられる。

また、普段からランニング、山登り、歩くスキーなどの体力錬成と災害・救急医療の修練に努めたい。

(4) 後発(ジェネリック)医薬品への対応



写真1、2 平成23年4月、駐屯地医務室バックアップ診療の風景・旭川地本HPより引用

各駐屯地医務室には新薬等の薬剤選択肢が限定されているためか、民間病院・診療所よりも後発医薬品が多かった。日頃より意識的に後発医薬品に精通しておくことが望まれる。

(5) 迅速丁寧な診察

比較的短時間に相応多数の隊員等の診療や健診の実技技能が求められた。簡潔で円滑な問診、聴診、視診等のスキルアップを日常診療時から積極的に図ることが肝要である。加えて、市中病院等とは異なり若壮年層が多いという自衛隊の年齢構成から、特に若壮年層に多く見られる疾患に対し臨機応変に対応できなければならない。

4. まとめ

わが国初の予備自衛官に対する災害招集での予備医官、予備看護官の活動実績ならびに今後の課題について報告した。

被災地への派遣には、より練度が高く災害医療支援に長けた常備医官ならびに常備看護官が当たり、彼らが不在になった医務室の補完診療などの後方支援を公募予備自衛官が行うという形態は、常備医官・常備看護官の負担軽減や医務室の開設期間の制限緩和、ならびに隊員等の受診に係る利便性向上につながっていたと察せられた。

今回の災害招集により職場には欠員が生じたが、所属長の厚意により補完され問題は生じなかった。なによりも、今回の災害招集の経験を通して予備自衛官としての誇りや祖国愛・郷土愛が高められ、かつ日常診療においては迅速丁寧な診療をめざす改善の契機となった。

最後に、このたびの機会を与えていただいた北部方面総監部、自衛隊札幌病院、札幌・旭川自衛隊地方協力本部、北海道療育園、旭川医科大学、上川総合振興局に深謝申し上げ紹介を終わる。

【追記 予備自衛官への道】

予備自衛官任官までのながれと訓練を紹介する。

(1) 予備自衛官補制度

平成13年度より、防衛基盤の育成・拡大を図り、民間の優れた専門技能を有効に活用することを目的に、一般社会人や学生を予備自衛官補として採用し、所要の教育訓練終了後に予備自衛官として任用する予備自衛官補制度が導入された。この制度により、国家免許資格を有する医療者も技能公募の予備自衛官補を経て、予備自衛官に任官することが可能となった。予備医官等は自衛隊地方協力本部に所属し、毎年の訓練招集で予備自衛官としての鍛錬を継続しながら防衛招集や災害招集に備えている。

(2) まずは予備自衛官補に採用

予備自衛官に任官するためには、予備自衛官補(技能)採用試験を受験し予備自衛官補に採用された後、技能公募については、計10日間(5日間×2回夏期

等)の教育訓練を受けなければならない。教育訓練では基本教練や自動小銃(64式ライフル等)による射撃訓練など、陸上自衛隊員としての基礎を習得する。教育訓練修了の翌日付で予備自衛官に任用される。

(3) 予備自衛官としての訓練

真駒内駐屯地等において毎年計5日間(3日間+2日間等の分割も可)の訓練を受ける。精神教育(防衛講話、安全保障講話等)、災害・防衛医療等の座学に加え、体育訓練(体力検定、藻岩山登山)、格闘訓練、射撃訓練(拳銃、武器整備)、および救護訓練(野外病院演習、ヘリ救急搬送訓練、化学兵器防御処置など)が実施される。加えて1月下旬に開催される北部防衛衛生学会(会員:道内の衛生科隊員等)を聴講・口演の機会が与えられている。

さらに、希望者には、中央訓練として防衛省や東京湾岸等において実施される自衛隊統合防災訓練(首都圏自治体と共催)で研鑽を積むことができる。伊東は旭川地方協力本部班として、陸自テントおよび川崎市消防局テントにて模擬患者の診療等にフル活動、従事してきた(写真3)。

55歳未満の応募年齢制限はあるが、災害医療、体力鍛錬増進、国防・安全保障に関心のある会員各位の予備自衛官(予備医官)への任官を切に歓迎する。まずは最寄りの自衛隊地方協力本部(札幌、函館、旭川、帯広)に連絡していただきたい。



写真3 平成21年9月、川崎市内中央訓練風景・陸幕広報班撮影、陸上自衛隊HPより引用